2025 年 12 月定例会　討論

2025年12月23日

日本共産党県議　神山悦子

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、討論を行います。

一、最初に、知事提出議案のうち、以下の3件に反対の立場から意見を述べます。

議案第54号　県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、ならびに、 議案第 56 号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

県人事委員会は、今年度から人事院が行った官民給与の較差方法を見直し、民間の比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に変更し、今年4月から民間との較差2．97％月例給を引き上げるともに、期末手当及び勤勉手当の特別給を0．05月分引き上げることは、歓迎するものであり当然です。

しかし、県議会議員と知事など特別職の報酬は、県職員と比べても、県民の民間企業の給与と比べても高く、今回は期末手当を0．05月分引き上げようとするものですが、これには反対です。

いま、県民の暮らしは、新型コロナ以降、物価高騰が止まらず、消費者米価の高騰など食料品をはじめ生活必需品やあらゆる物価が値上げされ、いっそう厳しさを増しています。県内中小企業や農家は資材高騰や消費税の負担が重く、多くが経営難に追い込まれています。医療機関や介護事業所は、ようやく12月補正に物価高騰対策等の支援補助が計上されましたが、公定価格の引上げは示されなかったため、職員の給与を上げたくても上げられずに慢性的な人手不足が続いており、資材高騰や消費税負担もあり医療機関の7割が赤字経営で倒産寸前にあります。こうした県民の厳しい実態をふまえれば、議員自らの期末手当の引上げはやめるべきです。知事など特別職においても同様です。よって、議案第54号、56号は否決すべきです。

追加議案第 64 号　県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更についてです。

これまでも述べてきましたが、地財法第 27 条第 1 項の規定は、市町村に負担を求めることが“できる”規定にすぎず、“義務”ではありません。市町村財政が厳しい現状にあることは、今議会の一般質問でも明らかになりました。県の建設事業への追加負担はやめるべきです。

二、次に、議員提出議案についてです。

まず、議案第 118 号　安定的皇位継承の議論促進を求める意見書については、反対の立場から意見を述べます。

この意見書は、初代から現在まで天皇の制度は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則としていますが、天皇の制度は憲法の精神に基づいて議論し、検討すべきです。日本国憲法は、第1条で、天皇については「日本国の象徴」「日本国民の統合の象徴」と規定しています。この規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の『象徴』である天皇を、男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らし合理性があることから正面から議論をすべきです。

よって、議案第118号は否決すべきです。

次に、以下の新規意見書ならび請願については、賛成の立場から意見を述べます。

議案第 119 号　消費税5％への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書、請願 77 号ついてです。

9月の消費者物価指数が前年同月比で2．9％上昇する一方で、実質賃金はマイナス1．4％となり、9か月連続で減少し、実質賃金が下がり、物価高で家計が圧迫され続けています。

世界ではすでに、消費税・付加価値税の軽減・減税に116カ国・地域が踏み出しているように、世界でも消費税減税が生活を守り、消費を刺激する効果があることを示しています。大企業や富裕層への優遇税制を正せば、消費税廃止の税源は生まれます。

また、インボイス制度導入から2年が経過しましたが、課税業者になった小規模事業者やフリーランスの8割が消費税負担を価格に転嫁できず、「納入のために借金した」、「軽減措置が終了したら廃業せざるをえない」など、悲痛な声が上がっています。今年7月の参院選挙では多くの政党が消費税減税やインボイス廃止を公約しました。公約に照らし、物価高騰対策に有効な消費税の減税を、今すぐ実施すべきです。

よって、議案第119号は可決、請願77号は採択すべきです。

議案第 125 号　すべての子どもにより良い幼児教育・保育の保障と無償化の拡充を求める意見書、請願88号についてです。

2019年（R元年）10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、地方自治体の財政負担が生じないよう、必要な予算措置を講ずること。また、保育士等の配置基準を見直し、処遇改善につながる公定価格の改定、給食食材費の無償化、認可外保育施設を支援し認可化や、保育の量的拡充と質の向上、待機児童の解消のため認可保育施設の拡充などを求める意見書議案第125号は可決し、請願88号は採択すべきです。

議案 126 号　院所・事業所の継続とケア労働者が働き続きられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引上げを求める意見書、請願 89 号についてです。

医療、介護、障害福祉、保育などの現場で働くケア労働者は、低賃金に抑え込まれ、それが人手不足の要因となって現場体制の維持に困難をきたし、倒産や休廃業が広がっています。資格や専門性に見合う賃金とし、物価高騰や人件費増加に対応できる水準とするためには、10％以上の引上げが必要です。

意見書第126号は可決、請願89号は採択すべきです。

議案 127 号　物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書、請願 90 号についてです。

今年度の年金額改定で、物価上昇率がプラス2．7％、名目賃金変動率がプラス2．3％と上昇したものの、マクロ経済スライドによって2．3％から今年度の調整（削減）分0．4％が差し引かれたため、改定率は1．9％になり、物価上昇率との関係では実質0．8％のマイナスとなっています。高齢になっても働かざるを得ない高齢者が増加しており、家計の大部分を公的年金に依存し、収入のほぼ全てを年金が占める世帯も多数です。高市政権の下で、現役世代と同じように、75歳以上で一定所得のある人の医療費窓口負担が2割から3割へ、介護保険料や国保など社会保険料負担の引上げもさらに進めていくとしています。年金削減をやめ、高齢者が安定して生活できることは、若者の将来の安心にもつながります。物価高騰や賃上げに連動させるよう、マクロ経済スライドは廃止すべきです。同様の意見書は、二本松市議会と大玉村議会の12月議会で、全会一致で採択されています。

よって、意見書議案127号は可決し、請願90号は採択すべきです。

議案第132号　防衛省「まるわかり！日本の防衛　はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書と請願 91 号、ならびに請願96号防衛白書の活用の中止を求める請願についてです。

今年7月、防衛省作成の小学生向けの防衛白書2024を全国の小学校に配布しましたが、この文書にはロシアによるウクライナ侵攻が起きた理由の一つを「防衛力が足りなかった」とし、中国など特定の国名をあげて大きな脅威と記載しています。脅威をあおり、軍事強化を正当化し、意見が分かれる安全保障政策などについて、政府の見解を一方的に主張する内容です。

高市首相は、11月上旬の国会答弁で「台湾有事は存立危機事態になりうる」と特定の国を名指して発言しましたが、日本に武力行使がなくても、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使がありうると宣言したことになります。戦争放棄をうたった日本国憲法を蹂躙し、日中両国に甚大な被害をもたらす惨禍につながる危険き

わまりない発言です。行き過ぎた言動は今や外交問題となり、経済面でも影響が出ています。解決の道は、首相が発言を撤回するしかありません。わが党は、中国政府に対し、「事実に基づかない言動、対立をことさらあおる言動はつつしむべき」ことなど、理性的対応を求めています。

今年は戦後80年、被爆80年、日本が攻められていなくても米軍とともに参戦できる憲法違反の集団的自衛権の行使を認めた安保法制から10年です。今月18日、高市政権の政府高官が、「日本は核を保有するべき」と発言しましたが、唯一の戦争被爆国である日本が、非核三原則を公然と否定する重大な発言です。

19日、自民・維新は、大軍拡の財源として、所得税額に1%を新たに付加する増税案を盛り込んだ2026年度与党「税制改正大綱」を策定しました。大軍核のための防衛費を増やす一方で、医療費を削減し、国民の暮らし向けの予算を大幅に削れば、国民生活を一層困窮に追い込むことになるのは必至です。軍事対軍事の悪循環では、果てしない軍拡競争になることは、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルのガザ攻撃をみても明らかです。外交の力で対話による平和的解決こそ必要です。

また、生活の苦しさや生きづらさの原因は、外国人のせいではありません。迷惑行為や違反行為は国籍にかかわらず許されないことであり、ことさらに外国人を敵視したり、差別を助長したり、対立をあおることは、国際法上も人道上も許されず「ヘイトスピーチ解消法」にのっとり、厳に慎まれるべきです。

防衛白書の小学校への直接送付をやめるよう求める意見書議案第132号は可決、請願91号と活用中止を求める請願96号は採択すべきです。

議案第 136 号　米の安定供給等を求める意見書、請願 98 号についてです。

今年8月、政府は米不足をようやく認め、増産に踏み切ることを表明しましたが、高市政権は一転して「需要に応じた米生産が原則・基本」との考えを示しました。しかし、気候危機が深刻化し、米農家は毎年作柄を心配し、同時に価格下落の不安も感じています。これまで、国は需給に対する責任を放棄し、生産者にその責任をおしつけてきました。その結果、2000年代以降、米農家は100万戸以上減少しています。「消費者は安心して米を食べられる」、「米農家は安心して米を作り続けられる」、農家の収入を支え、国民の食料を守る政策の実現が求められています。そのため、米を増産し、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、農家の所得補償政策を確立するよう求める意見書議案第136号は可決、請願98号は採択すべきです。

以上で議案に対する討論を終わります。

以上